

労働保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、労災保険事業及び雇用保険事業に関する政府の経理を明確にするため設置
- 労災保険は、業務上の事由等による労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするための保険給付及び被災労働者の社会復帰の促進等を図るための労働福祉事業を行うもの
- 雇用保険は、労働者の失業中の生活の安定、再就職の促進等を図るための失業等給付及び雇用機会の増大等を図るための雇用保険三事業を行うもの
- 制度の公正・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【2 改革の方針】

労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

「行政改革の重要方針」(抄)(平成17年12月24日閣議決定)

【3 改革の進捗状況】

【労災勘定】

- 別紙のとおり。

【雇用勘定】

- 別紙のとおり。

労災保険制度のこれまでの見直し実施状況

1 事業主等の関与による見直しの実施

- (1) 費用負担者への説明責任を徹底
 - ・ 保険料負担者である事業主の代表と予算等について定期的に意見交換する懇談会を設置（平成2年より）
 - ・ 保険料を含め重要事項は公労使で構成される審議会で決定
- (2) 労働福祉事業の各事業につき成果目標の設定などにより事業の継続の見直し
（設定された成果目標について評価を行い、目標管理を徹底（平成17年度より目標設定））

2 これまでの具体的成果

- (1) 休養施設及び労災保険会館の全廃
休養施設を平成17年度末までに全廃。（13年度当初7 → 13年度末5 → 14年度末4 → 15年度末3 → 17年度末0）
労災保険会館を平成17年度末までに廃止。
- (2) 労災病院を整理・統合
16年度当初37病院 → 16年度末36 → 17年度末34 → 18年度末33（予定） → 19年度末30（予定）
- (3) 労働福祉事業費の削減
1,764億円（平成10年度予算）→1,111億円（平成18年度予算）（37%の減）
- (4) 労災保険料率の引下げ
効率化の努力による支出の抑制のため、労災保険料率は一貫して引下げ、事業主の負担を軽減
平成17年度には、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点等から料率改定作業を行い、平成18年度より新料率が適用。
（平成元年度1.13% → 平成18年度0.70%（見込み））
- (5) 費用徴収の強化
平成17年11月、行政の指導にもかかわらず加入手続を行わない事業主に対する費用徴収額を保険給付額の40%から100%に引き上げる等、費用徴収制度を強化。

労働福祉事業の抜本的見直しについて

指 摘 事 項

○行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

今 後 の 取 組

1 労働福祉事業の見直し

被災労働者等の援護や社会復帰の促進、労働災害の防止等の観点から、個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業のみに限定することが必要。

2 事業主団体の参画による抜本的な見直し

事業の見直しに当たっては、費用負担者である事業主団体の参画を得て、個別事業の精査を行い、見直し・整理案を作成。

3 継続的な見直し体制の確立

PDCAサイクルによる目標管理の徹底を図るため、費用負担者である事業主団体の参画を得た上で、個別事業について継続的な評価を実施。

雇用保険三事業の改革に係るこれまでの取組

雇用失業情勢、雇用構造の変化に機動的に対応した予算の策定

- 雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消等へ。
 - ・ 就職支援ナビゲーター、再就職プランナーの設置、ジョブカフェの設置等
 - ・ 雇用調整助成金の予算圧縮（15年度予算262億→16年度予算179億→17年度予算142億→18年度予算102億円）
 - ・ 三事業予算額（12年度予算7,208億→13年度予算6,891億（▲4.4）→14年度予算6,168億（▲10.5）→15年度予算5,770億（▲6.5）→16年度予算5,073億（▲12.1）→17年度予算4,771億（▲6.0）→18年度予算4,167億（▲12.7））
 - 関係独立行政法人の業務見直し・運営効率化により、支出を大幅に圧縮。
 - ・ 15年度予算2,821億→16年度予算2,422億（▲14.1）→17年度予算2,299億（▲5.1）→18年度予算2,057億円（▲10.5）
- ※（ ）内は対前年度削減比（％）

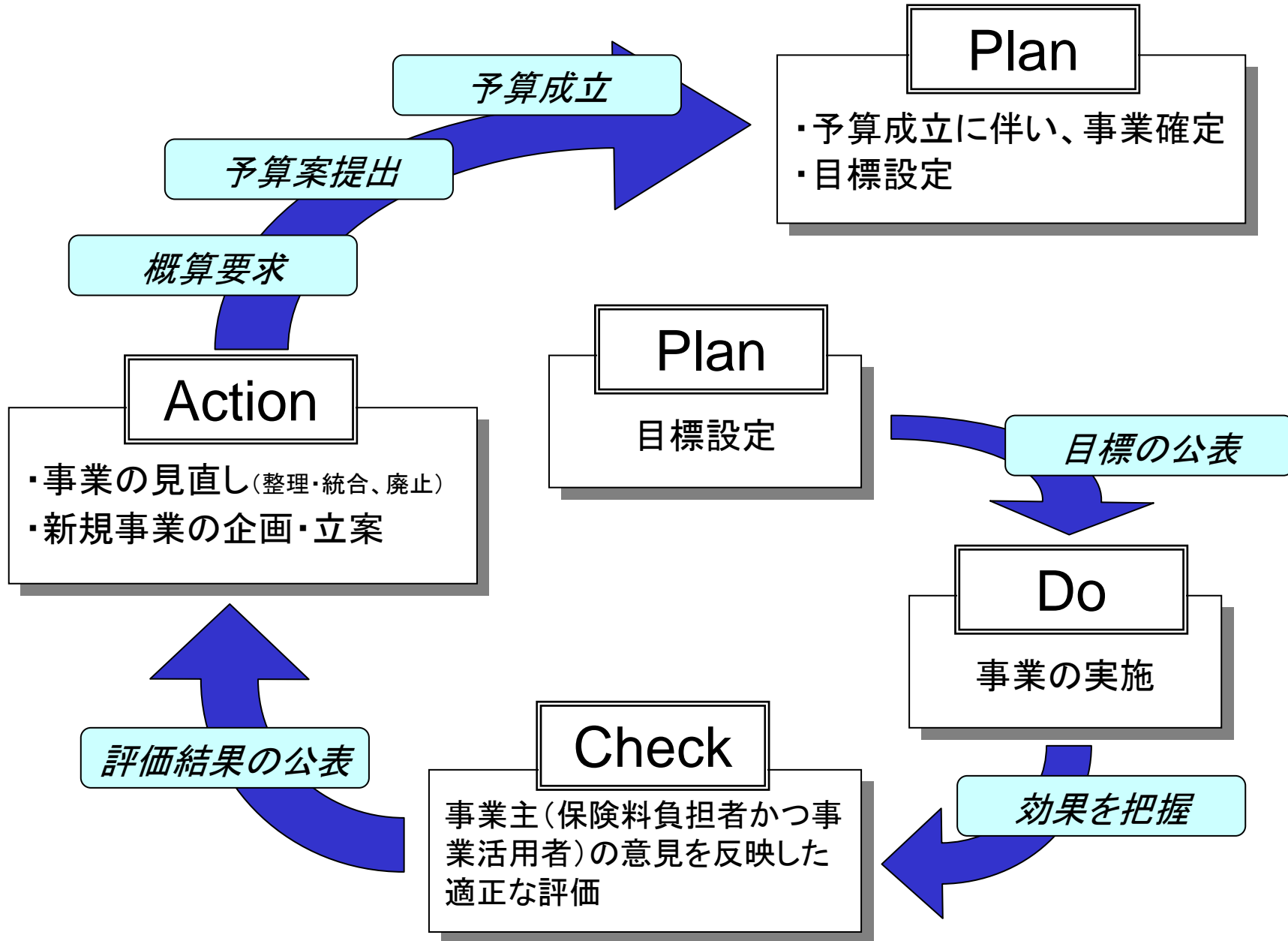
助成金の整理合理化

- 利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなど整理合理化。
 - 61本→39本（13年度予算/3,914億）→35本（15年度予算/2,698億）→29本（16年度予算/2,215億）
 - 24本（17年度予算/2,030億）→20本（予定）（18年度予算/1,619億）
- 今後とも、不断の見直しを実施。

説明責任の徹底

- 保険料を負担する事業主の団体（日本経団連、日商、全国中央会）と定期的に懇談会を開催し、その意見も踏まえ事業を実施。

雇用保険三事業の目標管理サイクル



平成16年度の雇用保険三事業による事業の評価を踏まえた見直しについて(概要)

16年度の評価

評価対象事業80事業のうち、18年度予算要求に向け、事業の廃止、改善、予算削減等見直す必要がある事業は、合計で33事業(全体の41.3%)。

※ 80事業のうち3事業については16年度限りで廃止。

見直しの具体的内容

① 事業を廃止(6事業)

- 中小企業人材確保支援助成金(中小企業雇用管理改善助成金)
- 介護雇用管理支援助成金(介護能力開発給付金)
- キャリア形成促進助成金(長期教育訓練休暇制度導入奨励金)
- 建設雇用改善助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金)
- 助成措置に係る実施計画の申請時等に収集した求人情報の「しごと情報ネット」への登録
- IT化に係る多様な職業能力開発の推進(パソコン自習用端末の設置)

② 事業を見直し(27事業)

(例)

- 労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)
 - ・実績の乏しい教育訓練及び再就職相談室の設置等に係る助成を廃止。
 - ・職場体験講習で受け入れた対象労働者等を、離職から1か月以内に雇い入れた事業主に対する助成を追加。
- 小規模事業被保険者福祉助成金
 - ・委託を受けている小規模事業の数に応じた助成方式から、新規委託事業所を開拓するごとに一定額を支給する助成方式へと見直し。
- 特定求職者雇用開発助成金
 - ・過大となっていた予算額を適正化。

18年度見直し

33事業中、6事業を廃止、27事業については評価等を踏まえた事業の見直しを実施。

※ このほか、33事業以外で、3事業を廃止。

18年度予算

三事業全体:4,167億円(▲12.7%)

(うち独立行政法人への補助金等の交付額:2,057億円(▲10.5%))、(うち、助成金全体:1,619億円(▲20.2%))

※ かつこ内は対前年度予算比

雇用保険三事業の抜本の見直しについて

指 摘 事 項

○特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－（平成17年11月21日財政制度等審議会報告）（抄）

雇用保険三事業については、（中略）事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）（抄）

原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

今 後 の 取 組

1 雇用保険の失業等給付の事業に資する観点からの見直し

雇用保険三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定することが必要。

2 事業主団体の参画による抜本的な見直し

事業の見直しに当たっては、費用負担者である事業主団体（日本経団連、日商、全国中央会）の参画を得て、個別事業の精査を行い、個別事業の見直し・整理案やそれを踏まえた三事業全体の再編案を作成。（事業主団体の意見等を踏まえ、保険事業として行う事業を限定。保険事業としては行わない事業であっても雇用対策として必要なものは一般会計等での対応を検討。）

3 継続的な見直しの体制の確立

PDCAサイクルによる目標管理の徹底を図るため、費用負担者である事業主団体の参画を得た上で、個別事業について継続的な評価を実施。

雇用勘定における国庫負担について

指 摘 事 項

○特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－（平成17年11月21日財政制度等審議会報告）（抄）

雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）（抄）

失業給付事業における国庫負担のあり方については、廃止を含め検討するものとする。

今 後 の 取 組

現 行 制 度

○失業等給付の原則4分の1（単年度の収支が大幅に悪化した場合は3分の1まで）（昭和34年以来。それ以前は原則3分の1。）

○失業等給付に係る国庫負担額：3,939億円（18年度予算額）

考 え 方

失業等給付については、保険事故である失業は政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担。

国庫負担を縮減・廃止した場合、保険料の引き上げが避けられない。

国庫負担のあり方は雇用保険料率に多大な影響を与える極めて重大な問題であり、労使関係者の意見を十分に聴いて、検討を行うこととする（具体的には、雇用保険制度全体の見直しの一環として、雇用保険三事業を含め公労使三者構成による労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会で検討を開始（平成18年3月3日））。